

入 札 要 項

1. 件 名 有功章一式
2. 規 格 ・ 品 質 別紙仕様書のとおり
3. 数 量 別紙仕様書のとおり
4. 納 入 期 限 別紙仕様書のとおり
5. 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
6. 支 払 方 法 納品後一括払い
7. 入 札 日 時 令和8年8月19日 午前10時30分
8. 入 札 場 所 岸和田市職員会館3階会議室
9. 入 札 参 加 者 入札者は代表者印（届出使用印鑑）で入札に参加のこと。ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
10. 閲 覧 書 類 仕様書、入札心得、入札説明書
11. 適 用 条 文 岸和田市財務規則
12. 入 札 保 証 金 免除（財務規則第108条第2号による）
13. 入 札 回 数 入札は原則として2回までとする。
14. 入札書の記載内容 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税10%に相当する額を除いた金額とする。
入札書には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入のうえ代表者印（届出使用印鑑）を押印 すること。ただし、代理人の場合は、代理人名を記入のうえ代理人印を押印すること。
15. 落 札 者 の 決 定 予定価格以下で入札金額の最低価格者とする。
入札金額が同額の場合は抽選により決定する。
落札金額は入札金額に消費税及び地方消費税10%に相当する額を加算した金額とする。
16. 契 約 締 結 期 限 令和8年9月2日
17. 契 約 保 証 金 免除（財務規則第123条第2号による）

上記の各項を熟覧のうえ、入札に参加することを証するために下記に署名押印いたします。

岸 和 田 市 長 様

令和8年8月19日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（注） この要項持参なき場合は入札に参加できません。必ず所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印（届出使用印鑑）を押印のうえご持参ください。

委任状

令和8年8月19日

岸和田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

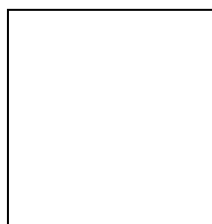


私は、.....を代理人と定め、下記入札案件について入札及び見積りに
関する一切の権限を委任いたします。

記

入札案件名 有功章一式

代理人使用印鑑



F A X 送 信 票

発 信 日	令和 年 月 日 ()
送 信 先	岸和田市役所 契約検査課長 宛 F A X (直通) 0 7 2 - 4 2 3 - 6 7 7 0 0 7 2 - 4 2 3 - 1 8 2 3
件 名	有功章一式
発 信 枚 数	枚 (送信票を含む)
発 信 者	商号又は名称 : 担 当 者 名 : F A X 番 号 :
質 問 事 項	

※ 質 問 受 付 期 限 : 令和 8 年 8 月 4 日 (火) 午後 5 時必着 (F A Xのみ)

※ 回 答 期 限 : 令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午後 5 時

※ 質問があった場合は、全ての方に質問内容及び回答を送信します。

指名業者様へ

入札金額に係る見積内訳書の提出について

契約書（請書）・発注書作成のために、落札業者様につきましては入札終了後に、入札金額に係る見積内訳書（見積書）をご提出いただきます。

本市との契約金額は、入札書記載金額の 100 分の 110 の額（1 円未満の端数が生じた場合は、切捨てる）となりますので、商品ごとにお見積りされた金額がわかるように内訳書を作成してください。

記載していただく内容は、①品名②型番（品番）③数量④単価⑤合計金額がわかれば、様式は問いません（貴社所定の見積書で可）。複数商品でお見積りいただく案件については、それぞれの商品ごとの①～⑤と、複数商品の⑤を合算した全体の合計金額を記載してください。全体の合計金額は、税抜きで記載される場合は入札書記載金額に、税込みで記載される場合は契約金額（入札書記載金額×1.10）に合わせてください。

なお、落札業者様以外の方は、見積内訳書のご提出は不要です。

岸和田市総務部契約検査課 物品契約担当

岸和田市物品入札心得

(目的)

第1条 この心得は、岸和田市が行う物品購入等の指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)、岸和田市財務規則(平成9年岸和田市規則第11号。以下「規則」という。)、岸和田市暴力団排除条例(平成25年岸和田市条例第35号。以下「条例」という。)及びその他の関係法令並びにこの心得、入札要項、入札説明書等を遵守しなければならない。入札参加者は、これらに疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、入札参加者としての節度ある態度を保持しなければならない。

3 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 自治令第167条の4第2項各号に該当する者

(2) 入札日において、条例第8条第2号に規定する入札等除外措置を受けている者

(3) 入札日において、指名を取り消されている者

(4) 指名通知書を指定日時までに取りに来なかった者

(5) 当該入札に関する現場説明に参加しなかった者

(6) 入札開始時刻に遅れた者

(7) 入札時に、入札要項を持参しない者、又は記名押印を欠く入札要項を持参した者

(8) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

(入札等)

第5条 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者は、岸和田市所定の入札書に記名押印の上、指定した日時、場所において、入札箱に投函しなければならない。

3 入札室への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人のどちらか1人とする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行時までに岸和田市に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札書は、楷書で丁寧に記入するものとし、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」の文字を記入するものとする。

7 入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は入札書を入札箱へ投函するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として一切の不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が不正な入札を行うおそれがあると認められるとき等、岸和田市が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。

2 前項の規定により岸和田市が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

4 前各項に定めるもののほか、入札する者が1人となったときは、当該入札は中止することがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当し、入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 鉛筆、その他の容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2者以上の代理人をした者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 物品購入に係る入札において有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額(1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。)が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 不用品売払いに係る入札において有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額(1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。)が予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。
- 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第12条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

- 2 前項による再度の入札を行うに際し、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。
 - (1) 第10条第1号若しくは第2号又は第7号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
 - (2) 第10条第11号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者
 - (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

(契約保証金等)

第13条 落札者は、規則第123条各号に該当する場合を除き、契約の締結と同時に落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 規則第123条第1号の場合においては、落札者は、履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結後、直ちに保険証書を岸和田市に寄託しなければならない。
- 3 契約保証金には、利子を付さない。
- 4 契約保証金は、合格品の完納後に全額を還付する。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、入札要項に定める契約締結期限あるいは仮契約締結期限までに、落札者が記名押印した契約書(議会の議決に付すべき契約であるときは、仮契約書)を契約担当者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に定める期日までに契約書あるいは仮契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第15条 規則第108条第2号の規定により入札保証金の免除をされた者が、正当な理由なく契約を締結しない時は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後この心得、入札説明書、入札要項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 入札に際しては、すべて岸和田市の指示に従うこと。

※入札書は入札会場で配布します

記入例

第 ● 回

入 札 書

令和●●年●月●日

岸和田市長様

支店・営業所名を忘れずに記入すること。

代表者の「職名」を忘れずに記入すること。

代理人の場合は、代表者職氏名の下に、代理人名を記入し、委任状の「代理人使用印鑑」と同一印を押印すること。

所在地 岸和田市岸城町7番1号
商号又は名称 岸和田株式会社 岸和田支店
代表者職氏名 代表取締役 岸城 太郎
代理人 岸和田 花子

入札要項記載事項を遵守して下記のとおり入札いたします。

入札金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(金額の頭には金又は¥の字を入れること)

円也

件 名 ● ● ● ● ●

総合計金額（市と契約締結する金額）から消費税10%に相当する額を除いた金額を記入すること。

注1. 代理人をもって入札する場合は、代理人の氏名を記入し代理人の印鑑を押印すること。

(所在地・商号又は名称・代表者の職と氏名を記入し、その下に代理人の氏名を記入)

1. 入札金額を訂正したものは、無効とする。消費税及び地方消費税10%に相当する金額を除いて記入すること。

入札説明書

1 配布物について

入札要項

事業所の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入のうえ代表者印を押印して入札日に提出してください。入札要項（届出使用印鑑を押印したもの）がない場合、入札に参加できません。

委任状

代理人（届出使用印鑑を入札会場に持ち出せない場合）の方は委任状（届出使用印鑑を押印）が必要です。

2 入札について

1. 入札会場への入室は、各業者1名のみです。
2. 入札時間に遅刻した場合、入札に参加できません。
3. 入札の辞退は自由です。ただし、事前に辞退する場合は入札時間までに契約検査課に連絡し、お渡しした入札要項、仕様書等は返却してください。入札会場で辞退する場合は、入札書の金額欄に“辞退”と記入するなど明らかに辞退する旨が判るように記載してください。
4. 予定価格の公表はいたしません。
5. 入札書は、入札会場で入札直前に配布します。
6. 入札書には総合計金額（市と契約締結する金額）から消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。
7. 入札金額の訂正、鉛筆書き、押印漏れは無効となります。（印鑑は届出使用印鑑または委任状に押印した代理人の印鑑を押印）また、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である場合も無効となります。
8. 入札書投函後は入札書の訂正及び撤回・辞退ができません。
9. 落札条件を満たす入札者が複数の場合は、くじで落札者を決定します。
10. 落札後の契約の辞退は認められません。辞退した場合は違約金（落札金額（入札金額×1.10）の3パーセント）の徴収及び指名停止の手続きがなされることになります。
11. 入札結果は、一般に公表することとなるので、入札にあたっては事前にその旨ご了解ください。

3 契約及び契約保証金の納入について

1. 落札業者は令和8年9月2日（水）までに契約締結してください。
2. 契約保証金の納入は免除です。

4 質疑回答

質問がある場合は、期限までにFAXで契約検査課あて送信してください。質問の回答は、全業者様あてFAXで送信します。

5 その他

「入札心得」に記載される各事項が適用されます。

岸和田市役所案内

